

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 4 月 14 日（金）第3305号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
- 歳入の徴収事務の委託（商工政策課取扱い） 1
- 県営土地改良事業の計画の変更（9件）（農地整備課取扱い） 2
- 基本測量の終了（監理課取扱い） 4
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 5
- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
久米田内科・循環器内科	鹿児島市草牟田二丁目24番1号	平成29年3月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第551号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 垂門和美
- 委託期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農道整備、区画整理及び暗渠排水）川田地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：県営シラス対策）（農業用排水施設整備及び農道整備）下山田地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
南九州市川辺支所農林係

鹿児島県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）柿之木地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備、農道整備、農用地保全、区画整理及び暗渠排水）宮之城地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）中種子中部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）岩岡南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月17日から同年5月17日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（旧：農地環境整備（緊急耕作放棄地特別対策型））（区画整理）中田地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月14日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第四畦布地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第二西原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成28年 3 月 18 日鹿児島県告示第275号で告示した基本測量の実施は、平成29年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成29年 2 月 14 日鹿児島県告示第162号で告示した公共測量の実施は、平成29年 3 月 24 日終了した旨の通知があった。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成29年2月14日鹿児島県告示第161号で告示した公共測量の実施は、平成29年3月24日終了した旨の通知があった。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

大島支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年 4 月 14 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こころ	奄美市笠利町平字土浜1295-2	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成29年 3月31日	就労移行支援・就労継続支援A型

大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 4 月 14 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
authentic	奄美市名瀬小宿291	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成29年 4月1日	就労移行支援
こころ	奄美市笠利町大字平字土浜1295番地2	株式会社ダイタツ	奄美市笠利町大字平字土浜1295番地2	大野 隼人	平成29年 4月1日	就労移行支援・就労継続支援A型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年4月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年4月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス山川店
指宿市山川小川字東小川野邊1513番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年12月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,540平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 69台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 78平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年3月31日